（地方税法の一部改正）

第十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十九号中「当該承継銀行と」を「承継銀行と」に改め、同条第二十号中「破綻保険会社」を「破綻保険会社」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十　預金保険法第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等（同法附則第十五条の二第三項の規定により特定承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法第百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等からの同法第百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等による不動産の取得

附則第十条第一項中「事業の譲受け」を「同法第二条第十三項に規定する事業の譲受け等若しくは同法第百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十八条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第六号中「特別危機管理銀行」の下に「、同法第百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第十九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「又は」を「若しくは」に、「であつて」を「又は同法第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る同法第百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、」に、「当該決定」を「これらの決定」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号㈤中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改め、同号中㈤を㈥とし、㈦から㈩までを㈧から㈪までとし、㈥の次に次のように加える。

㈦　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可	認可件数一件につき十五万円

別表第一第三十六号㈢中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」を削る。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第二十一条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項第一号及び第二号並びに第百十六条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務（特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と」を削り、「第百五十一条第一号」を「第百五十二条第一号」に改める。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二十三条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「第三十七条第三項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第五十三条第三項中「又は特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）」に、「事業若しくは」を「事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から」に改め、「債務」の下に「若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十一条第一項において「預金等に係る債務等」という。）」を加える。

第五十四条第二項中「事業の譲受け等」の下に「若しくは特定事業譲受け等」を加える。

第七十一条中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、当該業務）と、「各号に定める者」とあるのは「各号に掲げる者（同項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等）と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等」に改める。

第八十二条第二項中「第三十七条第三項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二十四条　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等）」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等）」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十五条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第十三号中「第十三号」を「第十五号」に改める。

（民事再生法及び破産法の一部改正）

第二十六条　次に掲げる法律の規定中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に改める。

一　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百二十条の二第六項第三号

二　破産法（平成十六年法律第七十五号）第百五十条第六項第三号

（会社法の一部改正）

第二十七条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項第三号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第二十八条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第二項中「第十六条の二第五項」を「第十六条の二第八項」に改め、同条第八項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第百二十条第一項第二号中「又は第十二号」を「から第十二号の二まで」に改める。